

播磨町老朽危険空き家除却支援事業補助金について

播磨町では、居住環境の整備改善及び地域の活性化を図ることを目的として、老朽危険空き家を除却しようとする者に対し補助金を交付します。

1. 補助要件

- (1) 老朽危険空き家の所有者である個人であること
- (2) 町民税を滞納していないこと
- (3) 暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと
- (4) 過去に本事業による補助金の交付を受けていないこと
- (5) 老朽危険空き家の所有者及びその配偶者が、住民税非課税者であること

2. 補助対象となる空き家

- (1) 1年以上使用されていない居住用の建物である空き家で、倒壊等により周辺に危険を及ぼすおそれがあるもの
- (2) 老朽危険空き家判定基準による評点が100点以上であるもの
- (3) 空き家の適正管理について指導又は助言を受けているもの

※交付申請を行う前に補助対象となる空き家の該当判断のため町の事前調査（老朽危険空き家判定基準による調査）が必要となります。

※空家特措法に基づく命令の措置を受けた空き家は補助対象となりません。

3. 補助対象工事

老朽危険空き家の除却に係る工事

※建物の一部を除却する工事、他の制度による補助金等の交付を受けて行う工事及び家財の解体、搬出又は処分に係るものは除きます。

4. 補助対象経費

老朽危険空き家の除却工事費の額

※国の定める標準除却費の額を限度とします。

5. 補助金額

補助対象経費の3分の2に相当する額（千円未満の端数切り捨て）

※1,332,000円が限度額となります。

6. 補助金交付の流れ

(1) 事前調査申込



※立入調査を実施し、周辺への影響、危険性等を勘案した上で、対象物件が老朽危険空き家に該当するかどうかを老朽危険空き家判定基準により判定します。

(2) 事前調査結果通知



(3) 補助金交付申請



※事前調査により老朽危険空き家に該当した場合

(4) 審査・交付決定通知



(5) 事業の着手（工事契約含む）



(6) 事業の実績報告



※交付決定通知以後に工事契約及び除却を行ってください。交付決定前に事業に着手した場合は補助対象外となります。

(7) 審査・交付確定通知



(8) 補助金の請求



(9) 補助金の交付

お問い合わせ

播磨町役場 都市基盤部 都市計画課 〒675-0182 兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5-30

TEL 079-435-2366 FAX 079-435-0592

MAIL keikaku@town.harima.lg.jp HPはこちらからご覧ください →



老朽危険空き家判定基準

評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高評点
1 構造一般の程度	基礎	(1) 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45
		(2) 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
	外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	
2 構造の腐朽又は破損の程度	基礎、土台、柱又ははり	(1) 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100
		(2) 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
		(3) 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
	外壁	(1) 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15	
		(2) 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
	屋根	(1) 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	
		(2) 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下ったもの	25	
		(3) 屋根が著しく変形したもの	50	
3 防火上又は避難上の構造の程度	外壁	(1) 延焼のおそれのある外壁があるもの	10	30
		(2) 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20	
	屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10	
4 排水設備	雨水	雨樋がないもの	10	10

備考 1つの評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。